

岩手沿岸南部広域環境組合監査委員条例

平成18年 5月29日 条例第15号

改正 平成19年 3月30日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第200条第2項及び第6項並びに第202条の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時及び要領を管理者に通知しなければならない。

(随時監査)

第3条 監査委員は、法第199条第5項の規定による監査を行うときは、あらかじめその期日を管理者に通知しなければならない。

(決算の審査)

第4条 監査委員は、法第233条第2項の規定により、決算及び証書類が審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて管理者に提出しなければならない。

(現金出納検査)

第5条 監査委員は、法第235条の2第1項の規定による現金出納検査の例日を定めたときは、あらかじめ会計管理者に通知しなければならない。

(公表の方法)

第6条 監査委員の行う公表は、岩手沿岸南部広域環境組合公告式条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第2号）に定める公表の方法により行うものとする。

(事務局の設置)

第7条 監査委員の事務を処理するため事務局を置く。

(職員)

第8条 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長 1人

(2) 書記 1人

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。